

三木町告示第 148 号

駆逐用煙火消費保安手帳取得補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 18 日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第 45 号

駆逐用煙火消費保安手帳取得補助金交付要綱の一部を改正する要綱

駆逐用煙火消費保安手帳取得補助金交付要綱（令和 7 年三木町要綱第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表中「新規取得又は再取得」を「新規取得、更新又は再取得」に改め、「ただし、再取得は、新規取得又は前回の再取得の 5 年後に取得する場合に限る。」を削り、「取得に要した経費の 2 分の 1」の次に「(ただし、三木町鳥獣被害対策実施隊員は取得に要した経費の全額)」を加える。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。